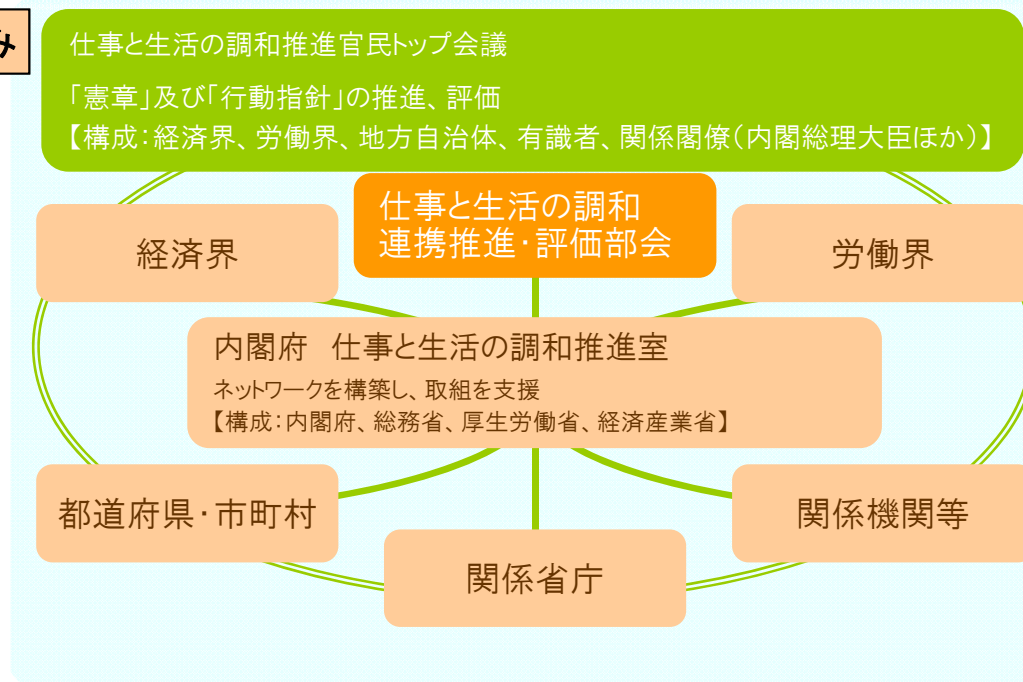




# 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

## 推進の枠組み



社会全体での取組を推進するためには、経済界、労働界、国・地方公共団体が力を合わせて推進することが必要であるため、官民トップ会議や連携推進・評価部会を中心に、社会全体での取組の輪を広げていく。

## 施策の枠組み

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（平成19年12月官民トップ会議決定、平成22年6月改定）

仕事と生活の調和を推進するための大きな方向性を提示。

〔目指す社会の姿〕

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

### 仕事と生活の調和推進のための行動指針

（平成19年12月官民トップ会議決定、平成22年6月改定）

- ・ 企業や働く方、国民の取組と、それを支援する国や地方公共団体の取組を提示。
- ・ 社会全体の目標として14の数値目標を設定。  
（例）フリーターの数、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の継続就業率、男性の育児休業取得率 等

# ■ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針

○平成19年12月、官民トップ会議において、政労使の合意により策定、平成22年6月改定

## 「憲章」

仕事と生活の調和を推進するための大きな方向性を提示

## 仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

## 「行動指針」

- ・企業や働く者、国民の取組と、それを支援する国や地方公共団体の取組を提示
- ・社会全体の目標として14の数値目標と実現度指標を設定

《14の数値目標例》

- ・フリーターの数  
現状 (2010)183万人、  
2020年 124万人
- ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合  
現状 9.4%(2010)、  
2020年 10.0%(2008)から5割減
- ・年次有給休暇の取得率  
現状 48.1%(2010)  
2020年 70%
- ・第1子出産前後の女性の継続就業率  
現状 37.9%(2005-2009)、  
2020年 55%
- ・男性の育児休業取得率  
現状 1.38%(2010)、  
2020年 13%

## 各主体が果たすべき役割

### 企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本

《主な具体的な取組》

- 経営トップのリーダーシップによる職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現
- 業務の見直し等により、時間当たり生産性の向上 等

### 国・地方自治体

企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施

《主な具体的な取組》

- 国民の理解や政労使の合意形成の促進
- 制度的枠組みの構築、監督指導の強化
- 取組企業への支援(好事例等の情報の収集・提供・助言、中小企業に対する助成金、顕彰制度等)等

## 進捗状況の点検・評価

- 数値目標設定指標の動向等の活用により、全体としての進捗状況を把握・評価し、政策へ反映
- 憲章、行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者、労使の代表で構成される検討の場を設置